

## 令和3年度 第1回三重地方最低賃金審議会小委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月2日（月） 13時25分～13時40分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 藤本 真理 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表 太田 美子 高津 健一 前田 良彦  
使用者代表 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己

### 4 議題

- (1) 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無について

### 5 開 会

（賃金係）

定刻より少し早いですが、只今から令和3年度三重地方最低賃金審議会小委員会を開催させていただきます。

開会にあたりまして労働基準部長から、ご挨拶を申し上げます。

（基準部長）

どうもお暑い中、ありがとうございます。

部会の前に小委員会ということで、先般の本審の時に小委員会に委ねたほうがいいのではないかとということで今回、今日に至っております。

産別、今、いきているとか埋没をしていないのが三重県4つございますが、それぞれについて産別の改定の申出というものが上がってきているところでございますので、これからの審議の必要性の有無をまずここで決めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

### 6 議 事

- 委員長・委員長代理の選出

（賃金係）

ありがとうございました。

続きまして、小委員会を進めるにあたりまして、先ず始めに、委員長、委員長代理を選任していただき、議事を進めていただくこととなります。

安井会長いかがいたしましょうか。

（安井会長）

過日、公益委員会議を行いましてその中で、委員長に三好委員、藤本委員に委員

長代理にお願いをしたいということで決めさせていただいてところでございます。皆様、いかがでしょうか。

— 「異議なし」、の声。承認 —

(賃金係)

それでは、これよりの委員会の運営は三好委員長よろしくお願いいたします。

(1) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無について

(委員長)

それでは、仰せつかりましたので、よろしくお願いいたします。

7月13日に三重労働局長から安井会長に諮問されました今回の特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無ということで、これからご審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

まず、本会の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 高津委員、

使側は 別所委員

を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事の(1)「特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無について」、事務局から説明をお願いします。

(室長)

それでは、私から説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

特定(産業別)最低賃金の申出書の提出があったのは、ガラス・同製品製造業、電線・ケーブル製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の4業種となっております。

こちらをご覧くださいますと、申出合意労働者数が適用労働者数のおおむね3分の1以上というのが申出の要件の一つでございます。

この表の⑪合意比率黄色で塗潰してある「⑪合意比率」によりますと、ガラス・同製品製造業で45.6%、電線・ケーブル同製品製造業で32.2%、電気機械器具製造業で58.9%、輸送用機械器具製造業で50.7%ということで、それぞれ「おおむね3分の1以上」という要件は満たしているところでございます。

また、それぞれ4業種とも、⑫協約による最低額から、⑬現行の産別の最賃額を引いた額であります、マーカーのピンク色で塗ってある「差額・時間額」が、ガラス・同製品製造業ですと協約による最低額が1,065円、最賃額が901円ですので、その差が164円ということで、言い換えれば164円まで引き上げることが可能であるということになります。

そういうことで電線・ケーブル製造業でその差が92円、電気機械器具製造業で93円、輸送用機械器具製造業で32円となっていますので、ご協議の際にはこちらの金額も一つ念頭においていただき、ご協議していただければと思いますのでよろしくお願い致します。

これを超えると協約が最低賃金法違反となってしまう、それは避けねばいけないということですので、よろしくお願い致します。

申出書写は、第2回本審の資料9にお付けしたとおりです。また、ご覧いただきますようよろしくお願い致します。

資料2は、特定（産業別）最低賃金4業種と地域別最低賃金額の推移と格差をまとめたものでございます。

資料3は、4業種の最低賃金基礎調査の中間集計を取りまとめたもの（ほぼ8割方反映されているものを）付けさせていただきました。

見方に付きましては、ガラス・同製品製造業でみますと、現在、901円が最低賃金になりますので、900円の所に黄色いマーカーが引かれている900円以下のところが現在最賃法違反と言いますか、最低賃金より低い金額で支払っていることとなります。この表は、そのように見ていただきますようよろしくお願い致します。私、最賃法違反と言ってしましましたが、減額特例を受けているところもございまして、違反というよりも900円以下で払われているのがこれですよ、いわゆる未満率のところですよと見ていただくとありがたいと思います。

資料4は、4業種について、今年もアンケート形式での通信調査による参考人意見聴取を行いました。

最低賃金基礎調査の提出をいただいた事業場を選定し、7月5日に35事業場に発送し、提出期日は7月19日としましたが、25事業場から回答をいただいております。

ただ、電線・ケーブル製造業とガラス・同製品製造業につきましては、事業場数及び最低賃金基礎調査対象事業場数が少ないことから、毎年、依頼する事業場が偏ってしまうのが現状です。

令和3年度答申発効予定日について説明します。

特定（産業別）最低賃金の場合で、事業場において賃金締切日が20日締めのところが見られ、賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があり、審議の結果12月21日発効となりました。

今年度は、12月21日（火）指定日発効とすることとなります。

発効日を12月21日と考えますと、答申を10月21日にいただくと、異議申出の締め切りが11月5日ですので、異議申出があれば11月8日（月）に異議審を開催することとなります。昨年は異議の申出がなかったので、異議審は行われておりません。

12月21日の発効で、官報公示が30日前ということで11月19日の官報公示、それに合わせるためには答申を10月21日（木）にいただくという形になります。

簡単ではございますが、資料等についての説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

(委員長)

ありがとうございます。

今のご説明でございますけれども、4業種について、何かご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、4業種については、必要性ありとして、本審へ報告したいと思いますが、改めて、よろしいでしょうか。

— 「はい」の声あり —

(委員長)

それでは、4業種については、必要性ありとして、本審へ報告いたします。

(賃金係)

私から読み上げさせていただきます。

— 事務局より小委員会報告(案)を配布 —

(委員長)

今、お手元の方に報告(案)を配布させていただきました。事務局において読み上げをお願いします。

— 賃金係 小委員会報告(案)の朗読 —

(委員長)

ありがとうございます。

本(案)でよろしいでしょうか。

他に、ご意見等ございましたら。

なければ、これをもちまして小委員会を終了とさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

( 皆 )

ありがとうございました。

以上